

原発事故 東電の和解拒否

東京電力福島第1原発事故に伴い全町避難を強いられた福島県浪江町の住民約1万5000人が町を代理人にして、東電に精神的賠償の増額などを求め、2013年に国の原子力損害賠償紛争解決センターに裁判外紛争解決手続(ADR)

の申し立てを行っていましたが、同センターは先月、仲介打ち切りを通知しました。町民は提訴も視野にした対応を迫られることとなります。馬場有浪江町長と、原発訴訟・ADRに詳しい二宮淳悟弁護士に聞きました。(柴田善太)

加害者の意識 まったくなくない

「私たちが原子力損害賠償紛争解決センターに仲介を申し立てた原点は、原発事故がいかに長期にわたり、大きな被害をもたらすかを訴えることです。」

長期広域避難、生業と地域コミュニティの喪失、家族の分断。国の指針に基づく賠償は、そういう被害に見合わない。申し立ての目的は賠償の増額を求めること、被害実態を明らかにして社会に訴

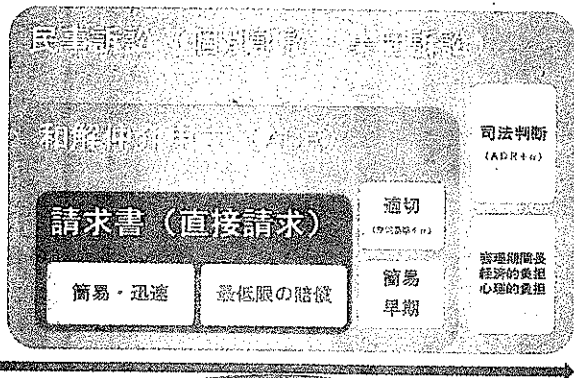
福島・浪江町長 馬場 有さん



えること、町民が一つになつて行動して国の施策に影響を与えることの三つでした。こ

ば、たもつ、1948年生まれ。浪江町議、同町議長、福島県議を経て、2007年から浪江町長。現在3期目。

各請求手段の関係性 (イメージ)



(二宮弁護士作成)

東京電力への賠償請求の方法は東電への直接請求、原子力損害賠償紛争解決センターへの和解仲介申し立て、民事訴訟の三つがあります。(図参照)

弁護士 二宮 淳悟さん



このみや・じゅんご、1980年生まれ。日本弁護士連合会東日本大震災・原子力発電所事故等対策本部委員。福島原発被害救済新潟県弁護士事務局員。

発再稼働を進めるだけでなく、日本原子力発電の東海第2原発(茨城県)の再稼働への資金提供を表明している。福島第1原発事故の原因究明もできていないのに、再稼働、他社の原発への経済支援を認めると、浪江町にだけなく広域的に影響を及ぼす。個別事情を判断して対応する。事故への反省がある。東電の対応もおかしい。原発の危険性を認識して、再生可能エネルギーに早く移行し、脱原発を進めるべきです。

もう一つの特徴は、訴訟の方が安くつく」という考えがあると思います。仲介申し立ては無料でできるとの重複の可能性を指摘しますが、裁判は費用がかかり、一審が出るまで5年くらい時間かかるから、裁判を起す人はそれほど多くならないということも東電は見えています。東電に対して、世論の監視が必要。浪江町の仲介申し立て打ち切りで、ADR制度の限界が浮き彫りになりました。東電の仲介案をめぐり、拒否に何度も和解を促していますが、強制力がない。このままでは仲介申し立て制度が機能不全に陥り、被害者救済が難しくなる可能性があります。日本弁護士連合会は原子力損害賠償紛争解決センターの立法化を提案しています。同センターの和解案の提示に東電が一定期間内に裁判を起さないと支払いを拒まない限り、裁定とおりの和解内容が成立するとみなすことができるとしています。被害者の方和解案に不満だったなら、加害者の東電だけを拘束する法的裁量制度にするのです。

賠償出し渋り世論の監視を

国は東電の後ろにいるので、加害者救済を図るべきです。